

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」 印刷物制作委託業務仕様書

1. 業務名

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」印刷物制作委託業務

2. 業務概要

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」作品募集のポスター・チラシのデザイン及び印刷を行うもの。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和5年12月19日（火）まで

4. 清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」の概要

別紙「第5回ぎふ美術展開催概要」のとおり

5. 委託業務の内容

(1) ポスター制作業務

ぎふ美術展の趣旨を踏まえたポスターのデザインを提案し、下記仕様に基づき印刷すること。

ア 規格	B2 サイズ 縦長
イ 枚数	<u>1,000 枚</u> （うち、内表又は外表・八つ折り <u>800 枚</u> 、折り無し <u>200 枚</u> ）
ウ 紙質	マットコート紙（ホワイトニューVマット相当）、135kg
エ 刷色	4/0C

(2) チラシ制作業務

表面はポスターと同様のデザインとする。裏面は作品募集に係る情報（作品規格、応募規定、審査員、賞の内容、審査会・表彰式の日程等）を掲載し、下記仕様に基づき印刷すること。

ア 規格	A4 サイズ縦長
イ 枚数	<u>51,000 枚</u>
ウ 紙質	マットコート紙（ホワイトニューVマット相当）、90kg
エ 刷色	4/1C
オ 備考	包装する際に20枚ごとに仕切紙を入れること。

6. その他の留意点

- ・ポスター・チラシのデザインには、「うまれる。あふれだす。」のキャッチコピーを入れること。
- ・紙や特色印刷について、よりよい案があれば提案すること。また、紙質は変更することがあります。
- ・デザイン、レイアウトも業務内容に含むものとする。
- ・統一感を持たせるため、印刷物に同一のデザイナーを使用すること。その際使用するデザイナーの名前と所属会社名を明記すること。
- ・校正回数は2回以上とする。
- ・デザイナーはポスター、チラシでデザインしたロゴや写真のレイアウトなどを展覧会に関係する舞台装飾、県ホームページ、県美術館ホームページ、岐阜県教育文化財団ホームページ、広報物等に使用することを承認すること。
- ・印刷物のうち指定箇所についてデータ（イラストレーター）で提出すること。
- ・詳細及び記載のない事項については、担当者と十分に協議し、臨機応変に対応すること。
- ・納品日及び納品場所については、指定となります。（納品日：12月19日（火）の午後13時30分頃、納入場所：岐阜市学園町3丁目42番地を予定）

7. 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、以下(1)～(6)を遵守すること。

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と認めるときは、財団と協議の上、その一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
 - ① 受託者が当業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
 - ② 受託者は、本委託業務を第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程を遵守させなければならない。
- (4) 守秘義務
 - ① 本委託業務における成果物(中間成果物を含む。)については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、他の目的に使用してはならない。
 - ② 本委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - ③ ①及び②の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。
- (5) 著作権に関する事項
別記「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。
- (6) 肖像権等に関する事項
 - ① 受託者は、本事業の実施にあたって、制作する画像等の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - ② 受託者は、本事業の実施にあたって、取材及び撮影等を行う場合、所有者等に取材及び撮影等の承諾を得た上で行い、所有権等の侵害が生じないようにすること。

8. 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、その材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象となる旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかった場合は、発注者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

9. 著作物の使用等について

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、受託者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において、一切を処理しなければならない。

10. 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は暴力団等により不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

別記

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、委託者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に委託者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 写真
 - 二 映像
 - 三 ロゴ、イラスト
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、委託者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 委託者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、委託者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、委託者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(DVD)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。

清流の国ぎふ芸術祭 「第5回ぎふ美術展」開催概要（予定）

- 名 称：清流の国ぎふ芸術祭 「第5回ぎふ美術展」
- 開催趣旨：《県民に広く開かれた美術公募展》
 - ①美術に親しむ県民の裾野を拡大
 - ②県民の創造力、鑑賞力の向上に寄与
 - ③創作活動に励む県民に広く発表の機会を提供
- 会 期：2024年中
- 会 場：岐阜県美術館（岐阜市）
- 部 門：日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、自由表現の7部門
- 関連イベント：会期中に関連プログラム（審査員による作品講評会、トークイベント等）を開催することがある。